

予算特別委員会

令和6年3月27日

葛城市議会

予 算 特 別 委 員 会

1. 開会及び閉会 令和6年3月27日(水) 午後10時35分 開会
午後11時08分 閉会

2. 場 所 葛城市役所 新庄庁舎 第1委員会室

3. 出席した委員

委員長	藤井本	浩
副委員長	吉村	始
委員	西川	善浩
〃	柴田	三乃
〃	坂本	剛司
〃	梨本	洪珪
〃	奥本	佳史
〃	谷原	一安

欠席した委員 な し

4. 委員以外の出席議員 議長 川村優子

5. 委員会条例第19条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

市長	阿古和彦
副市長	東錦也
教育長	椿本剛也
財務部長	米田匡勝
財政課長	内蔵清
教育部長	井上理恵
教育部理事	葛本章子
教育総務課長	葛本康彦

6. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	板橋行則
書記	新澤明子
〃	神橋秀幸
〃	岸田聖士

7. 付 議 事 件（付託議案の審査）

議第38号 令和5年度葛城市一般会計補正予算（第10号）の議決について

開 会 午後10時35分

藤井本委員長 ただいまの出席委員は8名で、定足数に達しておりますので、これより予算特別委員会を開会いたします。

ただいま時計を見ますと、もう22時30分を経過しております。もう大詰めとなっておりますけれども、大切な議案でございますので、慎重にご審議賜りますことをお願いいたします。

発言される場合は必ず挙手をいただきまして、指名をしますので、マイクの発言ボタンを押して、赤いランプが点灯しているのを確認してからご起立いただき、マイクを近づけて発言されるようお願いをいたします。

葛城市議会でのマスクの着用については、個人の意思に委ねられております。葛城市議会でのマスクを着用したままの発言についても認めておりますので、ご承知おきください。

また、会議出席者のタブレット端末等の情報通信機器の使用を認めておりますので、ご承知おきお願いをいたします。

発言につきましては、簡単明瞭にいただき、会議時間の短縮にご協力いただきますようお願いをいたします。

それでは、ただいまより、本委員会に付託されました付議事件の議事に入ります。

議第38号、令和5年度葛城市一般会計補正予算（第10号）の議決についてを議題といたします。

本案につき提案者の内容説明を求めます。

米田財務部長。

米田財務部長 財務部の米田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、上程となっております議第38号、令和5年度葛城市一般会計補正予算（第10号）について、ご説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをお願いいたします。第1条で繰越明許費の補正を行うものでございます。補正予算書の2ページをお願いいたします。第1表、繰越明許費の補正でございます。変更といたしまして、8款3目中学校費、上段、補正前の中学校管理事業に新庄中学校の運動場北側擁壁改修を追加いたしまして、補正前の金額2,791万6,000円を1億3,170万8,000円に変更するものでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審査賜りますようお願い申し上げます。

藤井本委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 それでは、お伺いします。予算については会計年度単一主義ですから、これについては年度内に工事が終わってないとあかんし、工事はそういう契約であろうと思います。しかしながら、天候等いろいろな事情で、これがなかなか年度内にできないということもありますので、繰越明許費という形で、議会の承認を得てこれを繰り越すということになっているわけでありまして、なぜ繰り越さなければいけないかという理由が、説明がございませんでしたので、まず、この説明を最初をお願いしたいと思います。

藤井本委員長 葛本課長。

葛本教育総務課長 教育総務課の葛本です。よろしく願いをいたします。

今回、新庄中学校運動場北側擁壁改修時工事のほう、延期となりました。延長となります理由のほうをご説明させていただきます。本工事につきましては、令和5年6月議会で議決いただきまして、令和6年3月28日を工期として進めてまいりました。2月中旬以降の天候不良により工程に遅れが生じ、工期内の竣工が難しくなったことから、工期を延長したく、本工事の工事監理業務と併せまして、予算の繰越しを、今、お願いさせていただいているところです。

何とか工期内に竣工できるように、これまで進めてきたところなんですけれども、本年の2月は例年になく雨の日が多く、葛城市における2月の雨天の日数は、過去5年間の同時期と比較いたしましても約2倍の日数となる14日間の雨天の日でございました。特に2月15日以降の月後半の2週間では、そのうちの9日間が雨天となっております。

本工事におきましては、ちょうどこの期間に本体築造後の擁壁内側のほうへ止水コンクリートの打設を含む土の埋め戻し作業を予定しておりましたが、雨天が続きましてこれらの作業が滞ったことで、予定どおりに施工ができずに工程に遅れが生じたことから、工期を延長するものでございます。

現状及び今後に関しまして報告させていただきたいと思えます。お手元のほうに資料として写真と配置図を配付させていただきました。写真につきましては、3月25日時点の状況になります。その写真の中で、未済となっております工事のうち、擁壁上部のコンクリートの土間の打設及び擁壁周辺での左官仕上げ作業や仮囲い等の仮設物の撤去につきまして、既に本日の段階で終了しております。今後、敷き鉄板の撤去は、運動場の整地も含めまして、校舎付近や運動場内については今週末までに作業を完了する予定です。

配置図のほうでご覧いただきますと、赤色で網かけをしています東側のスロープ部分がございます。こちらが3月末時点で未済となる範囲でございます。その他の運動場等につきましては、来週には開放ができる予定でございます。残るスロープ部分の改修につきましては、4月6日には現場での作業を終え、養生期間を置きまして、入学式前の4月10日には開放できる予定で進めております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

藤井本委員長 谷原委員。

谷原委員 工期なんですけれども、令和5年6月の定例会でこの予算を認めて、それから入札となります。実際に契約をされていると思うんですけれども、契約がいつで、その契約に定められた工期はいつからいつまでになっているのかということについて伺います。これが1つですね。

それから、もう一つは、工事請負契約だけでなく監理業務委託契約も結ばれていると思えます。つまり、工事のそうした監理監督については専門業者を、お金を払って、市の職員がやっているのではなくて業者にやっていただいているということなんですけれども、監理業者については、恐らくスケジュール管理もされているんだろうと思えます。それは全くないの

かどうか。要はスケジュール管理は誰が、工事全体のスケジュール管理をやっているのかということについての2つをお伺いいたします。

藤井本委員長 葛本課長。

葛本教育総務課長 教育総務課、葛本です。よろしくお願いいたします。

まず、最初のご質問になりますが、工事請負のほうの契約期間になります。この工事につきましては、令和5年度の当初予算に計上いたしまして、令和5年6月議会のほうで議決をいただいております。議決をいただいた日が令和5年6月29日でございます、工期が令和6年3月28日までとなっております。

次に、スケジュールの管理は誰がするのか。工期の管理のお話になると思います。工期含めまして工程の管理につきましては、施工者が行うものとなっております。

以上です。

(「契約、いつしたか」の声あり)

藤井本委員長 葛本課長。

葛本教育総務課長 失礼いたしました。工事監理の契約のほうですが、こちらに関しましては令和5年7月3日に契約を締結いたしまして、工事の工期と同じ、令和6年3月28日までとなっております。

以上でございます。

藤井本委員長 谷原委員。

谷原委員 もう、言うしかないから、誰かほかに質問がなかったら、また言いますけど。もう意見は、もう質問が。

藤井本委員長 じゃあ、ほかの方、ちょっとあれしてしまいますか。

西川委員。

西川委員 工事監理者もやっぱり工程管理はもちろん、管理はするんで、やっぱりそこは品質管理と工程管理というのはやっていると思います。雨があつたし、いろいろとあつたと思うんで、どっちにしても、ちょっと余裕を持って工事工程の管理もしていかなんのかなと思います。幸いなことに、幸いなことにといいますか、入学式までには間に合うというところがありますので、くれぐれも工事監理者も含めて、ほんで市も、もちろん葛城市が発注者ですので、発注者と工事監理者、施工者の3つの体制できっちりと、やっぱり年度内に終われるように、幸いなことに入学式には間に合うということで、一番迷惑がかかるのが使われる子どもたちのことなんで、やっぱりそこは守っていただきたいなと思います。僕はもう意見だけでいいです。

藤井本委員長 ほかに。

谷原委員。

谷原委員 工程管理が施工者ということですけども、後でもいいですけども、監理の委託業務契約を是非、出していただきたいと思います。業者が工程管理をやるということであつたら、契約が年度末になっているわけですから、年度末になっているにもかかわらず工程管理が、ある意味ではなかなか難しいのは分かりますよ。見通しがどうだったかなということが出てく

るわけです。

私がちょっと聞きたいのは、繰越明許費は当然、いろんな事情があるので、もう認められるというのは事情によっては分かるんですけども、年度内に終わると契約していて、それがこの時期ですよ。この時期にこれだけの補正予算ですよ。こんな補正予算を出してこれらたら、要は事業者が、いやいや、もう年度内にできませんねんと、できなくなったんですよという理由を言うでしょう。いろんな理由を言って繰越ししてくださいと言われてるように見えるんですよ、この時期に出てくると。

ほかの一般会計補正予算（第9号）でかなり繰越明許費、ずらっと出てまいりました。その中には建設関係、結構、雨天だからということで、工期が延びるということで、早くに予算書に補正予算としてきちっと出てくるわけです。年度末のいろいろな財政の不用額も含めて。整理をして見通しを立てて、その時期に出てきますと、ちゃんと工程管理の中で見通しを持ってやっていると思うんですけども、この時期にこんな補正予算、私、見たことない、これまで。

僕は、業者は一生懸命やっておられて、雨で大変だったということはよく分かります。多分そういうこともあるだろうと。今、聞いたとおりです。でも、何でこんなところでこの時期にこんな補正予算が出てくるのかと、これ1枚だけ、1個だけの。こんなのを許していると当然、場合によってはもう、間に合わないことを、契約違反になるようなことを認めるというようなことの緩い工程管理、工事監理になるということがあるので、ちょっと質問したいと思っているんですね。

その意味で、工程管理が業者のほうにあると、今、おっしゃったから、その業者が見通しを行政のほうにちゃんと連絡をするのが遅くなったということですか。あるいは行政のほうで先に、議会との関係で、このときまでに大体見通しを出してくれというふうに言うて、そういう締切りは行政のほうはどうなっていたのか。つまり議会との関係ですよ。こんな出され方をしたら、議会としてもちゃんと工程管理をやっていたんかという疑いが出るから言うているんですね。そこら辺、どういうふうなことになっていたのか。ほかの課は出ているわけやから、ちゃんと繰越明許費が。何でここでこんな格好の悪い補正予算が出てくるんですか。私はそれを聞いているんですよ。ちょっとそれについてお答え願います。

藤井本委員長 葛本課長。

葛本教育総務課長 教育総務課の葛本です。よろしく願いいたします。

繰越し手続を判断する時点では、施工者からの返答もあります。まず、2月の繰越し手続を判断する時点で施工者、それから工事監理業者も含めて協議は行っております。その中で、施工者からこういうスケジュールで一応、工期内にできますという返答をいただいております。我々も、やはり単年度の工事契約の中で、工期内に工事を収めていただきたいとの思いは強くありますので、その時点でできるという想定をされているものに対して、繰越し明許はもう上げずに、強い思いで工期内に終わらせていただきたいということもありましたので、一般会計補正予算（第9号）のほうでは繰越し明許を上げさせていただかなかったところでございます。

以上です。

藤井本委員長 今回、話の経過として、ちょっと資料を私のほうからお願いをしております。

まず、皆さん方に配っていただきたいのは、工事契約請負契約書を用意していただいています。また、その中に工期の延長の場合の内容を記載された部分はどうするかということについてもありますので、それも用意をいただいています。それを一式、委員にお配りください。

(資料配付)

藤井本委員長 今、配っていただきましたものが、新庄中学校運動場北側擁壁改修工事の契約書の一番上の、工期とか金額とかの記載された部分でございます。

次に、2枚目、契約書ですからもっと分厚いものがあるわけですが、本案件に関する工期の延長という部分が、2枚目の第22条のところに載っております。ここには、受注者は、天候の不良ということも含めて工期が延びる場合、どういう手続をするかということについて、ここに明記されています。その際、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができるというふうに記載をされております。

それに基づいて工期の延長届が出されたのが、3枚目の用紙であります。これが令和6年2月26日に出されましたという経過の中で、今、葛本担当課長が言われたように、いわゆる判断の時点というより、ここで出されたので、最初に繰越明許としては載せることができなかったということでもいいんですけど、今、配っているのも、私が言うんじゃないで、もう一度、じゃ、井上部長。

井上教育部長 教育部の井上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、一般会計補正予算（第9号）でどうして出せなかったかというところでご質問いただいております。一般会計補正予算（第9号）の補正に上げるには、私ども、2月19日に財政のほうには言わなければいけない状態ではございました。それで補正予算をつくられるんですけども、私どもに書面によりお示しになったのが2月26日ではございました。その前の時点では、全く工期が延びますというようなことを私ども、聞いておりませんでしたので、2月26日に書面を出されてから、その理由といつまで延びるといふところの検証、確認をしなければいけませんので、そちらも3月になっておりますので、まずもって2月19日締切りの一般会計補正予算（第9号）には、まだその時点ではこういった内容も聞いておりませんので、そちらには間に合わなかったということになります。

以上でございます。

藤井本委員長 用意してもらっている書類と、日数的な経過ということについて、事前をお願いをしておいた部分でございます。

谷原委員。

谷原委員 工事延期届が2月26日に出たので、2月19日までの財政での補正を組むときの、ある意味では締切りは間に合わなかったということで、それ以降のものになるので、今回、補正を出したということではありますが、先ほど葛本課長のほうからありました、判断する時があったということで、工期内にできるという話だったというのは、いつ業者とそういう話で、

そういう判断を業者がされたのか。それに対して、26日には変更ということが出たわけであります。いつ、工期内でできるというお話をされたのはいつなのか、お聞きします。

藤井本委員長 葛本課長。

葛本教育総務課長 2月5日の時点で、まず話をさせていただいております。

以上でございます。

藤井本委員長 谷原委員。

谷原委員 つまり、2月5日の時点では工期内でできると、残りもう1か月半以上ありますよね。

それで、そういう見通しがある中で、それは雨天がなければという、あまり多くなければという話で来たということであります。ところが、それから20日たって、なかなかできないということで、これが出たとということであります。

それで、この判断なんですけれども、工程管理を全て業者に委ねているという話でありました。いや、工程管理については監理監督ではなくて、業者がやっている、施工者の責任だというふうにおっしゃったんですが、やるのは施工者の責任だけでも、要は工事の品質管理、併せて工程管理を、私は監理者も行うもの、専門性が高いですから、実際に今の現状で、工事の残りの期間をどうするかという判断、業者は業者で、葛本課長もよく勉強されているとは思いますが、専門性では業者のほうがあるわけですから、材料費とか、その他工事関係についての市場の動向とか、業者のほうが詳しいわけですから、だから施主、葛城市は施主ですよ。

施主がちゃんと工事を請負の方がやっているかどうかを監理してもらう専門家を、わざわざ予算をつけているわけですよ。つまり、監理者をつけているわけでしょう。何でつけているかというたら、そうした専門的な知見を施主側に立ってやっていただくためにつけているわけでしょう。そのコミュニケーションはなかったんですか。それをちょっとお聞きします。

藤井本委員長 葛本課長。

葛本教育総務課長 教育総務課の葛本です。

まず、先ほど申し上げました部分で、工程の管理に関しての一つ責任というのは、まず第一義に施工者にあると考えております。ただ、出てきた工程に関しての確認というのは、工程の内容が、建設される構造物の品質ないし、また施工者の安全といったものがきちっと担保できているかどうかを確認するのは、工事監理業者の職務になります。そういった意味で、私、先ほどまず言いました。全体の工程、この期限までにこの工事をこういう形で納めますと、これを計画して実行していく、管理していくのは、もちろん施工者、受注者の範疇でございます。出されたものが、実際の設計図書に基づいて確認していくのが工事監理業務、委託しているほうの業務になっております。この点で、ちょっとすみませんが、誤解を与えるような発言であったのであれば、申し訳ないんですが、内容的にはこういうことでございます。

その中で、もちろん2月5日の時点の判断と申しますのは、今後の工程に関する説明を私ども、市のほうの職員と、それから工事監理業者も一緒に受けた中で、この組合せで工程

を進めていけばできるということを判断させていただいた結果、工期内の竣工が導けるなどという結論に至ったところでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

藤井本委員長 谷原委員。

谷原委員 つまり、監理者も話合いの場において、工期が年度内に終わらないという判断をしてもらっているわけですね。双方協議をした上で、そういう判断をしたというふうに分かりました。理解いたしました。

藤井本委員長 いいですか。ほかに。

梨本委員。

梨本委員 今回の件は、そういうことで一応、理解しました。再発防止、今後、教育委員会として学校施設長寿命化計画に基づいて、いろんな事業をやっているなかで、またこういうことが起きる可能性というのをどういうふうに考えていらっしゃるのかだけ聞かせてください。

藤井本委員長 葛本課長。

葛本教育総務課長 教育総務課の葛本です。よろしくお願いいたします。

今のお問いは、そもそも工期の設定とかいったところ、どのようにこれから考えていくか、そういった課題等を今回どう考えているかというところかなと考えております。

まず、工期の設定の課題に関しましては、もちろん設計段階で我々も設計者と一緒に、専門業者への聞き取りとかいったことを踏まえた上で、雨天、また、あと休日等の工事ができない日等も管理させていただいておるんですけども、特に今回、足りなかった部分と思っておりますのは、学校のほうの運動場に面したところで、やはり学校運営を考えたときに、できるだけ学校のグラウンドとしても確保したいというところで、本来であればもっと工事ヤード、工事をできる空間も広くしたかったんですけども、その辺もかなり圧縮させていただいた。

また、特に学校の運営の中では、体育祭のほか定期テスト、学力テストの際には、やはりヒアリング等に関しましては、英語のヒアリング等、音が出るときにはちょっと止めていただきたいとか、いろんな配慮をお願いさせていただいています。この辺りが十分に、工期の中で工事ができない期間として含められたかどうかというのは、もう一つ、まだ検討のほうが必要かとは考えております。

やはり今後はその辺り、もう一度研究し直しまして、余裕のある工期というのを考えまして、必要に応じて債務負担行為等も、年度をまたぐ場合にはそういったことも検討しながら進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

藤井本委員長 ほかに。ええのかな。

梨本委員。

梨本委員 私もそういうふうに、再発のほうもしっかりと考えていただいたら結構かと思います。ただ、先ほど谷原委員もおっしゃっていましたが、一般会計補正予算（第9号）でやっぱり建設課等の繰越しもあって、あるけれども、基本的にはそれは年度内に終わりましたと

いう報告もあったわけですよ。ですから、そういったことも含めて、こういった一般会計補正予算（第10号）という形で出てくることに関しては、担当課として、ちょっとしっかりと今回の議会の議論も受け止めていただいて、次に生かしていただきたいということだけお願いしておきます。

藤井本委員長 ほかに。

谷原委員。

谷原委員 先ほど聞いた中で、1点、もう一つよく確認できなかったので聞きますけれども、入札がいつ成立して契約をいつやって、問題は工事がいつから始まったかということを知りたかったんです。契約日やったんか、6月29日というのが契約日ですかね。だから、一体工事がいつ頃から始まっているのか、ちょっとお聞きしたいんです。

藤井本委員長 葛本課長。

葛本教育総務課長 教育総務課の葛本です。よろしくお願いたします。

6月29日に議決をいただきまして、その後7月の初旬から、まず学校のほうで打合せのほう、進めさせていただいております。夏休み前までは工事の計画を実際にどのようにやっていくか、どの辺りまで仮囲いで囲まれるかというところを、現場、施工者は測量もしながら進めまして、夏休みに入ってから仮囲い等を進めてまいっておりますので、基本的に現場での着工というのは夏休みに入ってからということになります。

以上でございます。

藤井本委員長 谷原委員。

谷原委員 教育委員会における学校の工事請負というのは、非常に工事期間が制約があると。また、先ほどあったバックヤードの取り方でも大変制約があるということで、普通の一般の工事と比べると、非常に気を遣ってやらなければいけない、工期のほうもその分だけ見ておかなければならないという仕事だと思います。

だから、言ってみれば業者にも、今の時代ですから、週休2日制をちゃんと取りなさいとか、いろんな面で、昔と違って突貫工事なんかできないような状況になっているわけですから、だから、私は余裕を持って、私は専門的な工事監理者と一緒になって品質管理と併せてきちっとやってもらおうと。そうしたら、もうちょっと早い段階で、それなりに見通しを出してあげないと、業者だって大変な思いをしたんだと思いますよ、きっと。できると言っておきながら、できないと言わざるを得ないのを、出さざるを得ないわけですから。

だから、その点では、さっきの一般会計補正予算（第9号）では建設課のほうでは早くに今年は雨が多いと見込んで、既に繰越明許費を出している課もあるわけですよ。その上で、そこは幸い見通しがつきましたから、繰越ししなくても済むでしょうと。その日程とのすり合わせを、やっぱり今後、教育委員会ではちゃんと、こんな形で出るんじゃないかと、やっぱり議会のことも頭に置いて、最終的にどの程度で年度内がうまくいくのかどうかも含めて、ちょっと時間も取っていただいて、早めに判断していただくことを望みまして、意見といたします。

以上です。

藤井本委員長 意見だけですか。ほかに。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 質疑はないですので、質疑を終結いたします。

議員間討議ございませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はないですか。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 討論ないので、討論を終結いたします。

これより、議第38号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

藤井本委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第38号は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

以上で本委員会に付託されました議案の審査が終了いたしました。

それでは、これをもちまして予算特別委員会を閉会いたします。ご苦労さまでございました。

閉 会 午後11時08分

委員会条例第28条の規定によりここに署名する。

予算特別委員会委員長 藤井本 浩